

大阪市感染症発生動向調査事業報告書
(結核を除く)
2020年(令和2年)版

大阪市

目次

事業概要	1
1 定点把握感染症（性感染症を除く）	2
1) 小児科定点把握疾患	
ア RS ウイルス感染症	4
イ 咽頭結膜熱	5
ウ A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	6
エ 感染性胃腸炎	7
オ 水痘	8
カ 手足口病	9
キ 伝染性紅斑	10
ク 突発性発しん	11
ケ ヘルパンギーナ	12
コ 流行性耳下腺炎	13
2) インフルエンザ定点把握疾患	
インフルエンザ	14
3) 眼科定点把握疾患	
ア 急性出血性結膜炎	15
イ 流行性角結膜炎	16
4) 基幹定点把握疾患（週報）	
ア 細菌性髄膜炎	17
イ 無菌性髄膜炎	18
ウ マイコプラズマ肺炎	19
エ クラミジア肺炎（オウム病を除く）	20
オ 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	21
5) 基幹定点把握疾患（月報）	22
2 定点把握感染症（性感染症）	23
1) 性器クラミジア感染症	24
2) 性器ヘルペスウイルス感染症	
3) 尖圭コンジローマ	25
4) 淋菌感染症	
3 一～五類、新型インフルエンザ等感染症全数把握感染症	26
4 その他	
大阪市感染症発生動向調査事業実施要綱	48
大阪市感染症発生動向調査委員会規則	56
大阪市感染症発生動向調査委員会委員名簿	58
大阪市感染症発生動向調査指定届出機関一覧	59

2020年における事業概要

大阪市における感染症発生動向調査事業は、昭和57年に調査事業を開始して以来、現在では、大阪府および府下保健所設置市との密接な連携と、大阪府医師会、定点医療機関などの協力のもと行っている。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法という。）では、一類から五類感染症（全数把握と定点把握）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を対象感染症とし、情報の収集・分析・提供・公開を行っている。

本事業で定点把握対象の五類感染症の発生状況を届け出る「指定届出機関（定点）」は、インフルエンザ定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点および基幹定点から成っている。また、2008年4月1日より感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省で定める疑似症について、疑似症定点からの報告を受けている。

2020年12月末の指定数は、インフルエンザ定点81、小児科定点56、眼科定点17、性感染症定点18、基幹定点4、疑似症定点10である。

1 患者情報の収集

医療機関からの患者情報を、全数把握対象感染症は直ちにまたは7日以内に、定点把握対象感染症は週単位（一部月単位）で収集している。さらに、収集した情報はオンラインシステムにより国立感染症研究所（中央感染症情報センター）に報告している。

2 情報の解析・評価

学識経験者、医療関係団体・医療施設等の代表者、関係行政機関の職員等により構成される大阪市感染症発生動向調査委員会において、収集した情報の解析・評価を行っている。

3 情報の提供・公開

収集した感染症情報を大阪市感染症週報などにより定点医療機関、大阪府医師会など関連機関に広く情報提供している。また、市ホームページにも感染症情報を掲載し、市民への情報提供も行っている。

4 病原体情報の収集

患者定点の中から病原体定点を選定し、これらの病原体定点から提供される検体について、微生物検査を地方衛生研究所である地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所において行っている。